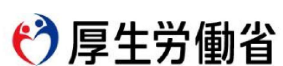


事業年報

令和 7 年度



四国厚生支局

は じ め に

四国厚生支局は、社会保障政策を推進する厚生労働省のブロック行政機関の一つとして、香川本局と徳島、愛媛、高知をそれぞれ管轄する三つの地方事務所を設置し、医療、健康福祉、地域包括ケア、年金、麻薬取締など広範な行政サービスを展開しております。

本書は、令和7年度に当支局が実施した業務実績や関係資料を取りまとめたものです。四国厚生支局の業務への理解を深めていただくための一助になれば幸いです。

令和7年度には、社会保障制度に関連して次のようなことがありました。まず、年金制度については、昨年6月に年金制度改正法が成立しました。この法律には、短時間労働者が年金の増額などのメリットを受けられるよう、社会保険の適用要件の見直し及び適用業種の拡大を行うとともに、年金を受給しながら働く高齢者が年金を減額されにくくなり、より多く働けるようにするための在職老齢年金の見直しや、遺族年金の男女差を解消するための見直しを行うこととされています。また、将来の基礎年金水準の低下への対応、個人型確定拠出年金（i D e C o）の加入可能年齢の上限引上げなどが盛り込まれており、順次、施行されることとなっています。引き続き、改正法の着実な施行と改正内容の周知・広報等に取り組んで参ります。

他方、医療保険制度については、高額療養費制度の在り方に関する検討が行われるとともに、社会保障制度審議会医療保険部会において、医療保険制度改革に関する議論の整理が行われました。その後、関連法案が第221回特別国会に提出され、本年5月に成立したところです。また、2年に一度の診療報酬改定の議論も行われ、本年6月から施行されています。さらに、医療DXを推進する基盤として、マイナ保険証の利用促進をすすめています。昨年12月2日からは、従来の健康保険証の使用がすべて終了し、医療機関・薬局の受付にてマイナ保険証による資格確認を基本とする運用となっており、引き続き切れ目なく保険診療を受けられる環境の確保に努めて参ります。

そのような中、四国厚生支局は、国民の健康と生活の質の向上のために、厚生労働省の政策実施機関としての役割を全うすべく、常に「国民目線」に立って、行政サービスの向上、業務の改善・効率化、制度の周知・広報などに積極的に取り組んでまいります。

今後とも、厚生行政に対するご理解とご支援をお願いいたします。

令和8年7月

目 次

第 1 章 四国厚生支局の基本理念・業務概要等

1	基本理念・行動指針	2
2	組織	3
3	主な業務	4
4	沿革	7
5	所在地	9

第 2 章 業務の概要及び実績

1	総務課	1 1
2	企画調整課	1 3
3	年金管理課	1 7
4	年金審査課	2 7
5	健康福祉課	2 8
6	地域包括ケア推進課	3 6
7	保険年金課	4 3
8	管理課	4 5
9	医療課	4 7
10	調査課	4 9
11	指導監査課及び各県事務所	5 0
12	社会保険審査官	5 5
13	麻薬取締部	5 6

第 3 章 資料編

1	各業務の実績推移	6 3
2	管内の主な関係法人・団体	8 5